

タイトル 農業施設等雪害対応緊急融資 **J A 名** J A 京都にのくに

1 動機 (経緯)	雪により農業施設等に被害が発生した場合に、現状と同程度までの復旧にかかる必要な資金を貸付け、農業経営の安定と発展を図ることを目的としています。														
2 概要	農業経営資金（特別対策）の概要 <table border="1" data-bbox="387 651 1425 1379"> <tr> <td data-bbox="387 651 595 875">貸付対象者</td> <td data-bbox="603 651 1425 875"> (1) 組合員 (2) 農業者（貸付時 20 歳以上最終償還時 78 歳未満。ただし、最終償還年齢が満 78 歳以上の場合は下記保証とは別に後継者を保証人とする。） (3) 信用状況に不安のない者（信用事業の支払延滞、経済事業の所定期日経過後の未払金、共済掛金の未払金等が無いこと） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 882 595 994">資金使途</td> <td data-bbox="603 882 1425 994"> ・農業施設・機械・設備の復旧にかかる必要な資金 ただし、公的機関の罹災証明または各営農経済センターにて損害が確認できる案件に限る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1001 595 1095">限度額 / 期間</td> <td data-bbox="603 1001 1425 1095"> 100 万円以下 / 最長 5 年以内 ただし、復旧にかかる事業計画書、資金計画書（見積書等）及び貸付先の償還能力等を検討し、必要範囲内での金額とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1102 595 1133">貸付利率</td> <td data-bbox="603 1102 1425 1133">年 1.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1140 595 1211">償還方法</td> <td data-bbox="603 1140 1425 1211"> (1) 元金均等または元利金均等返済 (2) 毎月または年 2 回返済（措置なし） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1218 595 1330">保証</td> <td data-bbox="603 1218 1425 1330"> 保証人は 1 名以上とし、原則として連帯保証人とする。 ただし、保証人は地区内に居住し年齢は満 70 歳未満の者で、法律上の行為能力及び経済上の弁済能力を有する者とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1337 595 1368">遅延損害金</td> <td data-bbox="603 1337 1425 1368">組合所定の利率とする。</td> </tr> </table> <p data-bbox="408 1397 1094 1429">平成 23 年 1 月 20 日～平成 23 年 4 月 28 日までとする。</p>	貸付対象者	(1) 組合員 (2) 農業者（貸付時 20 歳以上最終償還時 78 歳未満。ただし、最終償還年齢が満 78 歳以上の場合は下記保証とは別に後継者を保証人とする。） (3) 信用状況に不安のない者（信用事業の支払延滞、経済事業の所定期日経過後の未払金、共済掛金の未払金等が無いこと）	資金使途	・農業施設・機械・設備の復旧にかかる必要な資金 ただし、公的機関の罹災証明または各営農経済センターにて損害が確認できる案件に限る。	限度額 / 期間	100 万円以下 / 最長 5 年以内 ただし、復旧にかかる事業計画書、資金計画書（見積書等）及び貸付先の償還能力等を検討し、必要範囲内での金額とする。	貸付利率	年 1.0%	償還方法	(1) 元金均等または元利金均等返済 (2) 毎月または年 2 回返済（措置なし）	保証	保証人は 1 名以上とし、原則として連帯保証人とする。 ただし、保証人は地区内に居住し年齢は満 70 歳未満の者で、法律上の行為能力及び経済上の弁済能力を有する者とする。	遅延損害金	組合所定の利率とする。
貸付対象者	(1) 組合員 (2) 農業者（貸付時 20 歳以上最終償還時 78 歳未満。ただし、最終償還年齢が満 78 歳以上の場合は下記保証とは別に後継者を保証人とする。） (3) 信用状況に不安のない者（信用事業の支払延滞、経済事業の所定期日経過後の未払金、共済掛金の未払金等が無いこと）														
資金使途	・農業施設・機械・設備の復旧にかかる必要な資金 ただし、公的機関の罹災証明または各営農経済センターにて損害が確認できる案件に限る。														
限度額 / 期間	100 万円以下 / 最長 5 年以内 ただし、復旧にかかる事業計画書、資金計画書（見積書等）及び貸付先の償還能力等を検討し、必要範囲内での金額とする。														
貸付利率	年 1.0%														
償還方法	(1) 元金均等または元利金均等返済 (2) 毎月または年 2 回返済（措置なし）														
保証	保証人は 1 名以上とし、原則として連帯保証人とする。 ただし、保証人は地区内に居住し年齢は満 70 歳未満の者で、法律上の行為能力及び経済上の弁済能力を有する者とする。														
遅延損害金	組合所定の利率とする。														
3 成果 (効果)	農業経営資金（特別対策）の実行実績（平成 23 年 1 月 20 日～平成 23 年 4 月 28 日） 件数：1 件 金額：90 万円														